

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

本巢市長

公表日

令和4年6月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種健(検)診の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①健康増進事業の実施
③システムの名称	健康管理システム、総合行政情報システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一76の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康福祉部長兼健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巣市健康福祉部健康増進課 住所:岐阜県本巣市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巣市健康福祉部健康増進課 住所:岐阜県本巣市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I-1-②事務の概要	生活習慣相談等その他健康増進事業の実施	生活習慣病予防等に関する相談その他健康増進事業の実施	事後	
平成28年8月25日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、総合宛名システム	健康管理システム	事後	
平成28年8月25日	I-2 特定個人情報ファイル名	受診者ファイル、統合宛名ファイル	健康管理システム	事後	
平成28年4月1日	I-5-②所属長	新村 津代子	山田 典子	事後	
平成28年9月1日	II-1いつの時点の計数か	平成27年2月16日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成28年9月1日	II-2いつの時点の計数か	平成27年2月16日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	健康福祉部健康増進課長 山田 典子	健康福祉部健康増進課長 佐々木 千恵美	事後	
平成29年5月31日	II-1いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年5月31日	II-2いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年6月1日	I-1-②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①生活習慣病予防等に関する相談その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①健康増進事業の実施	事後	
令和1年6月1日	I-7請求先	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部健康増進課 住所:本巢市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153	事後	
令和1年6月1日	I-8連絡先	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部健康増進課 住所:本巢市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月23日	I-1-②事務の概要	また、核の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。	また、各種健(検)診の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。	事後	
令和2年4月23日	II-1いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年4月23日時点	事後	
令和2年4月23日	II-2いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年4月23日時点	事後	
令和4年6月22日	I-1②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種健(検)診の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人番号を次の事務に利用する。 ①健康増進事業の実施	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健(検)診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種健(検)診の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①健康増進事業の実施	事前	
令和4年6月22日	I-1③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、総合行政情報システム、中間サーバー	事前	
令和4年6月22日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76	番号法第9条第1項、別表第一76の項	事前	
令和4年6月22日	I-4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年6月22日	I-4②法令上の根拠	—	番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項	事前	
令和4年6月22日	I-5②所属長の役職名	健康福祉部健康増進課長	健康福祉部長兼健康増進課長	事前	
令和4年6月22日	II-1いつの時点の計数か	令和2年4月23日時点	令和4年5月1日時点	事後	
令和4年6月22日	II-2いつの時点の計数か	令和2年4月23日時点	令和4年5月1日時点	事後	